

## 土岐市病院事業に係る指定管理者の評価について

### 1 管理運営の評価

病院事業を行う施設（土岐市立総合病院、土岐市国民健康保険駄知診療所、土岐市老人保健施設やすらぎ、土岐市訪問看護ステーションときめき）において、指定管理者が担う管理運営の状況について、評価を行う。

「評価」とは、土岐市病院事業の指定管理者による管理運営について、法令条例等のほか基本協定書、仕様書、事業計画書に基づく医療提供等事業の実施及び施設等の管理が適正に行われているかを、事業報告書等により点検・検証することをいう。

### 2 評価の対象

病院事業を行う施設の指定管理者による管理運営状況

### 3 評価の実施

#### (1) 報告書等による管理運営状況の確認

市（保健センター）は、指定管理者から提出された事業報告書等により、指定管理者の業務の実施状況が、基本協定書及び仕様書等に定められた内容を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているか点検・確認する。

指定管理者は、土岐市病院事業各年度実績に係る指定管理者評価シート（評価シート）の「指定管理者自己チェックコメント」欄に取組状況等（数値等では表れない取組努力（付加価値）等についても）を記入する。

市（保健センター）は、毎年度指定管理業務終了後、事業報告書等の内容を踏まえ、評価シートに掲げる各評価項目について、5段階による評価を行うものとする。

#### <評価の定義>

評価段階	評価基準
5	事業実施や運営状況について、事業計画書及び協定事項を大幅に上回り、非常に優れた成果を上げている。
4	事業実施や運営状況について、事業計画書及び協定事項を上回る運営がなされている。
3	事業実施や運営状況について、事業計画書及び協定事項に沿って、適正に実施されている。
2	事業実施や運営状況について、概ね事業計画書及び協定事項に沿って、適正に実施されているが、一部に改善の余地がある。

1	事業計画内容が実施されていない、または協定事項が遵守されておらず事業実施に支障があり、早急な対応が求められる。
---	---

(2) 評価委員会による評価

毎年度指定管理業務終了後、評価シートにおける指定管理者の自己チェック及び市の評価の結果を確認し、委員ごとに評価を行い、その評価を基に評価委員会において最終的な評価を確定させる。

(3) 評価結果の報告等

評価委員会は、市長に評価シートを添えて評価結果を報告する。

(4) 評価結果の公表

評価結果については、市ホームページに掲載する。

(5) 業務基準を満たしていない場合の措置

委員会の評価の結果、「1」となった評価項目内容については、土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）第9条及び基本協定書第34条第1項に基づき、市長は指定管理者に対して業務の改善を勧告し、又は必要な指示をし、指定管理者から対応結果の報告を求めるものとする。なお、報告は、業務改善報告書によるものとし、次年度の事業報告書に添付して市へ提出するものとする。

また、市は、指定管理者の改善に向けた取組状況及びその結果を委員会に報告するものとする。